

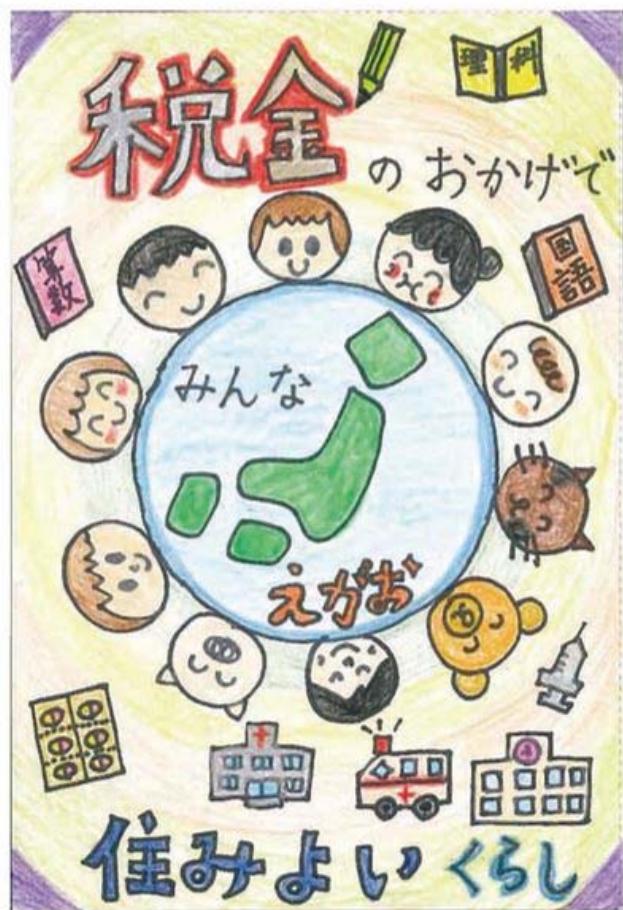
2019年4・5・6月

No.125

春
(spring)

ほうじんかい

税と地域のための情報誌



めざします企業の繁栄と社会への貢献
一般社団法人 千葉南法人会

エルタックス
eLTAX



さらに便利で使いやすさ!
ネットでどこでも申告・納付!
e-Tax
地方税ポータルシステム
www.e-tax.nta.go.jp

- 特集 第5回 税に関する絵はがきコンクール
- 税制改正シリーズ
- 税金ミニ情報他
- 新春記念講演会

INDEX

ほうじんかい 4・5・6月春号

1	重要なお知らせ 平成31年度通常総会のご案内	15	会社訪問 VIVAXAN 日本駐在事務所
2	インフォメーション 平成31年度 『税制改正のあらまし』	16	コラム 健康相談 『新しい認知症の評価方法 (A B Cスケール) の紹介』
6	特集1 租税教育活動 第5回『税に関する絵はがきコンクール』 表彰者作品紹介	17	新産業展望シリーズ 『学校給食が地域を変える ～オーガニック食材への関心～』
10	特集2 新春記念講演会、新春賀詞交歓会 『脳とAIの未来』 東京大学薬学部教授 池谷 裕二 氏	18	天満由美子の健康運 イベントetc 研修案内／行事予定／新会員紹介
12	NEWS 地域貢献活動 「確定申告＆マイナンバー」を走る広告塔でPR 青年部会確定申告PR活動	20	お知らせ 第6回 税に関する絵はがきコンクール 会費納入のお願い
13	インフォメーション 【税務だより】 平成31年度国税専門官募集 【県税だより】 事業主の皆様へのお知らせ		
14	身近な法律相談 『取引先との紛争について』		



表紙の言葉

第5回 税に関する『絵はがきコンクール』

千葉南法人会では、小学4年生～6年生を対象に租税教育活動として、「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

租税教室などを通じて、小学生に“税の大切さ”や“税の果たす役割”について学んでもらい、その知識や感想を“絵はがき”にすることで、税に対する理解をより深めてもらうことが目的です。



平成31年度 通常総会のご案内

平成31年度通常総会を下記の通り開催致します。平成30年度決算のご審議をしていただくとともに、今年度の事業・予算計画等をご報告させていただき、その後の会員交流会で会員皆様との懇親を深めさせていただきたいと存じます。

是非ともご出席賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人 千葉南法人会 会長 高橋 紀男

日時 平成31年度
5月28日(火)
午後3時～【受付 午後2時～】

会場 JFEみやざき倶楽部
千葉市中央区宮崎1-15
TEL043-268-6800
○JR外房内房京葉線蘇我駅 徒歩15分
○京成千原線千葉寺駅 徒歩7分

《タイムスケジュール》

●平成31年度 通常総会 午後3時～

議事

- 第1号議案 平成30年度 事業報告の件
- 第2号議案 平成30年度 計算書類及び
公益目的支出計画実施報告書承認の件
- 第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件

報告事項

- 平成31年度 事業報告並びに
収支予算について

●新役員紹介及び法人会功労者表彰 午後4時30分～

●会員交流会 午後5時40分～

●終了予定 午後7時

会員交流会開始時刻及び
終了時間は、審議時間に
より変更があります。



※通常総会参考書類及びに事業報告、財務諸表は平成31年5月10日までに送付するとともにホームページに掲載致します。

ホームページは

千葉南法人会

検索

<http://www.minamihoujinkai.com/>

お願ひ

- 通常総会への出欠につきましては、会報綴り込みの「出欠通知はがき（兼委任状）」に必要事項をご記入のうえ、事務局宛にご回報ください。



速報版

平成31年度版

税制改正のあらまし

I 法人税関係

- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の概要
率の特例の延長
中小企業者等の法人税率（年800万円以下）

0.0万円以下の所得金額）について、19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。
【適用時期】平成33（2021）年3月
31日まで適用期限が延長されます。

- (2) 中小企業投資促進税制の延長
中小企業者等が機械装置等の対象設備を取得等した場合に適用できる中小企業投資促進税制が、2年間延長されます。
【適用時期】平成33（2021）年3月
31日まで適用期限が延長されます。

- (3) 中小企業経営強化税制の延長
向上計画の認定を受けた一定の中 小企業者等が、特定経営力向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除（10%）が適用できる中小企業経営強化法の施行の日から平成33（2021）年3月31日までの間に特定事業継続力強化設備等の取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。
【適用時期】平成33（2021）年3月
31日まで適用期限が延長されます。

- (4) 中小企業における災害に対する事前対策の対象設備
前対策のための設備投資に係る税制
【適用時期】平成33（2021）年3月
31日まで適用期限が延長されます。
【適用時期】平成33（2021）年3月
31日まで適用期限が延長されます。

1-1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の概要

	本則税率	特例の税率
中小法人 (資本金1億円 以下の法人)	所得金額が年800万円超	23.2%
	所得金額が年800万円以下	19% 15%

1-2 中小企業投資促進税制の概要

対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置（1台160万円以上） 測定工具及び検査工具（1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数合計120万円以上） 一定のソフトウェア（一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上） 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） 内航船舶（取得価格の75%が対象）
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主、資本金3000万円以下の中小企業 30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 資本金3000万円超の中小企業 30%特別償却

（注）中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

1-4 災害に対する事前対策の対象設備

機械装置	1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

- 見直された上、研究開発を行なう一
（2）試験研究費の総額に係る税額控
除制度（総額型）
総額型について、税額控除率が
ます。
- 10%（現行5%）に引き上げられ
ます。

2 イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資を増加させた場合のインセンティブを強化する観点から、以下のように研究開発税制が見直されます。

- (1) 特別試験研究費に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）
オープンイノベーション型について、対象範囲に民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への一定の委託研究が追加されるとともに、控除税額の上限が法人税額の10%（現行5%）に引き上げられます。

中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、事前対策の取組を推進する観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた一定の中小企業者が防災・減災設備を取得等をした場合に、20%の特別償却ができる措置が講じられます。



定のベンチャー企業の控除税額の上限が法人税額の40%（現行25%）に引き上げられます。

(3) 中小企業技術基盤強化税制
中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率が見直された上、試験研究費が高い水準の中、試験研究費が増す措置が講じられ、適用期限が2年間延長されます。

(4) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度（高水準型）
高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置が講じられたことに伴い、廃止されます。

【適用時期】平成31年4月1日以後開始
事業年度から適用されます。

II 所得税関係

1 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の拡充

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例は、相続から3年を経過する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた敷地などを譲渡した場合、譲渡所得から最大3000万円を控除することができます。

これまで、老人ホーム等への入所で被相続人の家屋が空き家に

なった場合、同特例を適用できませんでしたが、改正案では、次の一定の要件を満たせば、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして適用対象とした上で、その適用期限が平成35（2023）年12月31日まで4年間延長されます。

- ①被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続開始直前まで老人ホーム等に入所していたこと
- ②被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始直前まで、被相続人による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用、被相続人以外が居住の用に供していないこと
- ③被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用されます。

【適用時期】平成31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用されます。

2 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度は、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合、寄附額のうち2000円を超える部分について、所得に対する相続税額・贈与税額の納稅が猶予されます。

なお、既存の特定事業用の小規模宅地等の特例との選択適用となります。

【適用時期】平成31年1月1日から平成40（2028）年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

2 特定事業用の小規模宅地等の特例の見直し

改正案では、ふるさとの取組を応援するという制度の趣旨に沿わない、過熱する返礼品競争を抑制する観点から、次の要件に適合す

る自治体をふるさと納税制度の対象として総務大臣が指定するよう見直されます。

- ①寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
- ②返礼品は、返礼割合が3割以下で地場産品
- 【適用時期】平成31（2019）年6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。

III 相続税・贈与税関係

1 個人事業者の事業承継税制の創設

個人事業者の円滑な事業承継を促す観点から、個人事業者の事業承継税制が10年間の时限措置として創設されます。

事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税額・贈与税額の納稅が猶予されます。

なお、既存の特定事業用の小規模宅地等の特例との選択適用となります。

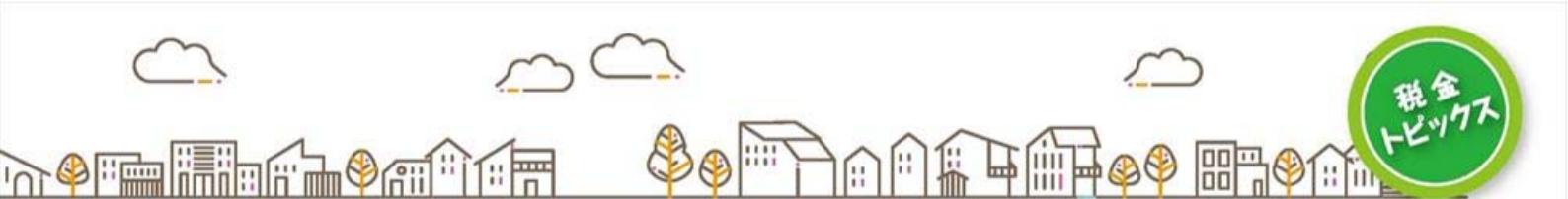
【適用時期】平成31年1月1日から平成40（2028）年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

3 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納稅猶予の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納稅猶予制度について、以下の措置が講じられます。

されていた宅地（400m²まで）について、相続税の課税価格を80%減額する特例です。

- 改正案では、いきすぎた節税を目的とした利用を防止するため、本特例について、相続開始前3年内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上での事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）については、その対象から除外されます。
- 【適用時期】平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。



*「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月に公布され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、税制上の年齢要件についても見直されます。

【適用時期】①の改正は、平成34（2022）年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

なお、②、③の適用時期については、現時点（平成31年2月7日現在）では明らかになつておりますので、今後の動向にご留意ください。

4 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与非課税措置は、親や祖父母（贈与者）が金融機関に子や孫（受贈者0～30歳未満）名義の口座等を開設し、教育資金を拠出した場合、受贈者ごとに15000万円が非課税となります。この非課税措置については、次のように見直された上で、適用期限が2年間延長されます。

【適用時期】平成33（2021）年3月31日まで適用期限が延長されます。

なお、①の改正は平成31年4月1日以後の贈与から、②の改正は平成31（2019）年7月1日以後に支払われる教育資金から、③の改正は平成31（2019）

5 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置は、親や祖父母（贈与者）が金融機関に子や孫（受贈者20～50歳未満）名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を拠出した場合、受贈者ごとに10000万円（結婚関係費用は3000万円）が非課税となります。

改正案では、この非課税措置について、受贈者の所得要件（10000円以下）が設けられた上で、適応範囲が2年間延長されます。

【適用時期】平成31（2019）年10月1日以後に取得する自家用乗用車について適用されます。

(2)住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設住宅借入金等を有する場合の所得

年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合から、④の改正は平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合から適用されます。

3-1 個人事業者の事業承継税制の概要

対象資産	・被相続人の特定事業用資産（不動産貸付事業等を除く） 宅地（面積400m ² まで）、建物（床面積800m ² まで）及び建物以外の一定の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの
納税猶予額	・特定事業用資産の課税価格の100%
相続人の要件（認定相続人）	・承継計画に記載された後継者で、経営承継円滑化法の認定を受けた者
承継計画	・平成31年4月1日から平成36（2024）年3月31日までの間に都道府県に提出
継続届出書	・税務署長に相続税の申告期限から3年毎に提出

3-4 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

	現行	改正案
①受贈者の所得要件	なし	合計所得金額1,000万円以下
②教育資金の範囲	年齢を問わず、一律に使途の範囲を設定	23歳以上は学校等に支払われる費用等に限定
③教育資金契約の終了事由	30歳到達時	30歳到達時に在学している受贈者は、在学期間終了時又は40歳到達時のいずれか早い日
④贈与者が死亡した時点の残高	相続財産に加算されない	贈与者の相続開始前3年以内の贈与については、②23歳未満の場合、③学校等に在学している場合、④教育訓練を受けている場合を除き、相続財産に加算される

IV その他

1 消費税率の引き上げに伴う対応

平成31（2019）年10月の消費税率10%への引き上げに際し、経済に影響を及ぼすことがないよう、自動車と住宅に関する税制上の支援措置が講じられます。

(1)自動車に係る措置

消費税率引き上げ後に購入した新車から、小型乗用車を中心に、自家用乗用車（登録車）に係る自動車税の税率が恒久的に引き下がられます。

また、消費税率が引き上げられる10月1日から自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されますが、自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31（2019）年10月1日から平32（2020）年9月30日までの間に自家用乗用車（登録車および軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率が1%分軽減されます。

【適用時期】平成31（2019）年10月1日以後に取得する自家用乗用車について適用されます。

(2)住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設住宅借入金等を有する場合の所得

用期限が2年間延長されます。
【適用時期】平成33（2021）年3月31日まで適用期限が延長されます。なお、4月1日以後の贈与から適用されます。



4-1-1 自動車税の税率引き下げ

税率区分	引き下げ幅
660cc超1,000cc以下	4,500円/年
1,000cc超1,500cc以下	4,000円/年
1,500cc超2,000cc以下	3,500円/年
2,000cc超2,500cc以下	1,500円/年
2,500cc超	1,000円/年

4-1-2 住宅借入金等特別控除の概要

【現行】(1~10年目)

住宅区分	税制措置
一般住宅	住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1%
東日本大震災の被災者等に係る再建住宅	住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1.2% (居住年により、住宅借入金等の年末残高の限度額が異なります)

【改正案】(11~13年目)

*1~10年目は現行制度が適用されます。

住宅区分	税制措置
一般住宅	①住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1% ②建物購入価格(税抜4,000万円を限度) ×2%÷3
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	①住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1% ②建物購入価格(税抜5,000万円を限度) ×2%÷3
東日本大震災の被災者等に係る再建住宅	①住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1.2% ②建物購入価格(税抜5,000万円を限度) ×2%÷3

(注) ①、②のいずれか少ない金額の税額控除が適用できます。

入金等特別控除は、個人が住宅借入金等を利用してマイホームの新築、取得又は増改築等を行い、一定の要件を満たした場合、その取得等に係る住宅借入金等の年末残高(一般住宅の場合は4,000万円が限度)の1%を10年間、税額控除が適用できる制度です。

改正案では、個人が消費税率10%が適用される住宅を取得し、平成31(2019)年10月1日から平成32(2020)年12月31日までの間に居住した場合、住宅借入金等特別控除の控除期間が現行の10年間から13年間に3年間延長されます。

なお、11年目以降の3年間については、消費税率2%引き上げ分の範

圍で控除額の上限が設けられ、①住宅借入金等の年末残高(4,000万円(注)を限度)の1%、②建物購入価格(税抜4,000万円(注)を限度)の3分の2%、のいずれか少ない金額の税額控除が適用できます。

(注) 長期優良住宅、低炭素住宅、東日本大震災の被災者等に係る再建住宅の場合は、借入金年末残高の上限や建物購入価格の上限は、500万円となります。

【適用時期】消費税率10%の住宅を取得し、平成32(2020)年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

2 地方法人課税における新たな偏在

是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化を踏まえ、特別法人事業税(仮称)、特別法人事業譲与税(仮称)が創設されます。

①特別法人事業税(仮称)

消費税率10%段階において、法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約30%)が分離され、特別法人事業税(仮称)(国税)とされます。

②特別法人事業譲与税(仮称)の税収(全額)が都道府県に譲与されます。

人口を譲与基準として、不交付団体に対して譲与制限の仕組みが設けられます。

【適用時期】①の改正は平成31(2019)年10月1日以後に開始する事業年度から、②の改正は平成32(2020)年から適用されます。

3 森林環境税(仮称)、森林環境譲与税(仮称)の創設

森林整備等に充てる財源の確保のため、森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)が創設されます。

①森林環境税(仮称)国内に住所を有する個人が国税として年額1,000円が課され、個人住民税とあわせて賦課徴収されます。

②森林環境譲与税(仮称)

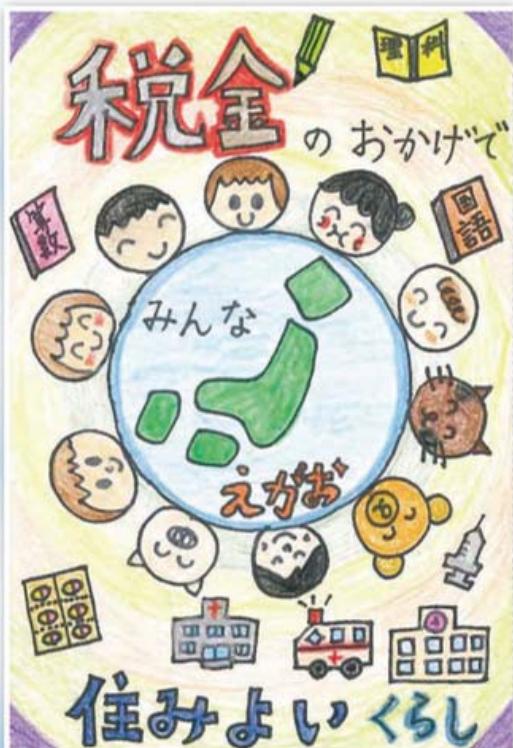
森林環境税(仮称)の収入額に相当する額を市町村と都道府県に譲与し、森林整備の費用等に充てられます。

【適用時期】①の改正は平成36(2024)年度から、②の改正は平成31(2019)年度から適用されます。

※このパンフレットは、平成30年12月21日に閣議決定された平成31年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。
※平成31年分以降の元号につきましては、便宜上、平成を使用するともに西暦を併記しております。

平成30年度 第5回 税に関する絵はがき コンクール

千葉県法人会連合会女性部会連絡協議会長賞
千葉南法人会女性部会長賞



市原市立青葉台小学校
4年 高橋 芽吹

千葉南法人会では、小学4年生～6年生を対象に租税教育活動として、平成30年度 第5回「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

租税教室などを通じて、小学生に“税の大切さ”や“税の果たす役割”について学んでもらい、その知識や感想を“絵はがき”にすることで、税に対する理解をより深めてもらうことが目的です。

応募作品の中から、各地域ごと、特に優秀な21作品に対して、表彰を行いました。総数4,841点もの作品を応募していただき、ありがとうございました。

千葉南法人会長賞



千葉市立あすみが丘小学校 4年 桑原 美桜



市原市立清水谷小学校 5年 添田 夏海



千葉市立扇田小学校 6年 進藤 瑞莉亞

千葉南法人会女性部会長賞



千葉市立泉谷小学校 5年 鎌田 晃平



市原市立養老小学校
6年 遠藤 ひなた



市原市立市原小学校 4年 加藤 愛莉



千葉市立金沢小学校 6年 堀 心花



市原市立五井小学校
5年 水上 優依

千葉南税務署長賞

千葉県中央県税事務所長賞



千葉市立誉田小学校 4年 黒川 苍真

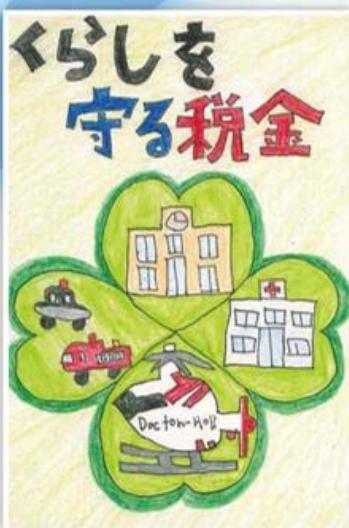


千葉市立誉田小学校
6年 佐藤 衣莉



千葉市立誉田小学校 5年 田浦 花心

千葉県市原県税事務所長賞



市原市立国府小学校
4年 内山 桃



市原市立清水谷小学校
6年 林 翔真



市原市立有秋西小学校 5年 植田 隼矢

千葉市長賞



千葉市立金沢小学校 4年 大泉 梨衣子



千葉市立蘇我小学校 6年 高橋 愛



千葉市立あすみが丘小学校 5年 山崎 ちよ

市原市長賞

市原市立有秋西小学校
4年 田村 志姫市原市立有秋東小学校
5年 田島 愛莉市原市立東海小学校
6年 中谷 風楽

第5回税に関する絵はがきコンクール協賛者

(敬称略:順位不同)

- | | | | | | |
|--------------|---------------|---------------|----------------|-------------------|-------------|
| ① 南八幡屋商店 | ⑭ 株いまでや | ⑦ 株サイン | ④ 株南總 | ⑩ 宮山商店 | ⑬ ㈱佐川材木店 |
| ② 南潤井戸タクシー | ⑮ 株上野工業所 | ⑧ 株笠原工務店 | ⑤ 株日本ビジネス | ⑪ ㈲田興業㈱ | ⑭ ㈱鈴木食品 |
| ③ ㈱鶴庄 | ⑯ A I G 損害保険㈱ | ⑨ 三鬼産業㈱ | ⑥ 東日本エンジニアリング㈱ | ⑫ 夢を勝ち取る元気組㈱ | ⑮ ㈲タカハシ商会 |
| ④ ㈱藤原建設 | ⑰ ㈱オカモト | ⑩ ㈲市津工業所 | ⑦ ㈱久野屋本店 | ⑬ ㈲綿文ストア | ⑯ 千葉港運倉庫㈱ |
| ⑤ ㈱アイエムオー | ⑱ ㈱開運 | ⑪ ㈱パンクリーンテック㈱ | ⑧ ㈱富士土建 | ⑭ (協組) アイ・ネットサービス | ⑰ ㈱ナカムラ文具 |
| ⑥ ㈲赤坂不動産 | ⑲ ㈲川崎不動産 | ⑫ ㈱松月堂本店 | ⑨ ㈱豊和企画 | ⑮ 朝山ポート㈱ | ⑱ ㈱バウルニット |
| ⑦ 赤星工業㈱ | ⑳ ㈱工藤エンジニアリング | ⑬ ㈱新成工業 | ⑩ ㈲増田壱店 | ⑯ ㈱磯崎クリーニング | ⑲ ㈲服部材木店 |
| ⑧ 浅井繁一税理士事務所 | ㉑ 啓明工業㈱ | ⑭ 杉田建材㈱ | ⑪ ㈱まつした | ⑰ ㈱北原防災 | ㉑ ㈱浜野養鷄サービス |
| ⑨ ㈲朝山工業 | ㉒ 玄海電設工業㈱ | ⑮ 大同生命保険㈱ | ⑫ 丸池企業㈱ | ㉒ 協友工業㈱ | ㉓ ㈲吹原燃料店 |
| ⑩ アフラック生命保険㈱ | ㉓ 小池海苔店 | ⑯ ㈲中屋 | ⑬ ㈱マルシン | ㉔ ㈱ケンシンデバイツ | ㉔ ㈲丸藤商店 |
| ⑪ ㈱アルファ商事 | ㉔ ㈱光和化工機 | ⑭ 千種興産㈱ | ⑭ みかど化工㈱ | ㉕ ㈱小泉製紙㈱ | ㉖ ㈱マルハチ |
| ⑫ ㈲市原工具 | ㉕ ㈱こにし | ㉖ ㈱つばめ農園 | ㉗ 水野運輸㈱ | ㉗ ㈱向後構造設計事務所 | ㉘ ㈱ミズレック |
| ⑬ 今川製本㈱ | ㉖ ㈱コヤマ | ㉘ ツルヤマテクノス㈱ | ㉙ 源總業㈱ | ㉙ 光葉土地㈱ | ㉚ ㈱レカムサービス |

新春記念講演会・新春賀詞交歓会

【講師】

東京大学薬学部教授 池谷 裕二 氏

【演題】『脳とA.I.の未来』



演題「脳とA.I.の未来」と題し、脳にA.I.チップを入れたらどうなるかを研究している第一人者 池谷教授の講演で人工知能（A.I.）という物には現在明確な定義付けはされていない。A.I.は作成時は

生まれたての赤ちゃんの脳のような状態で人間であれば自ら経験を積むことによって知識を蓄える事が出来るが、A.I.はビックデータを利用した深層学習を繰り返し行う事によって知識を蓄えていく事になる。その為それを使う人が意図的に偏ったデータを利用する事によってさまざまなタイプのA.I.を作り出す事が出来るのでそれを扱う人は十分に注意する事が必要で

ある。A.I.と人間の違いは、A.I.はある問題に対して一定の回答を導き出しが、人間はその脳の持つ曖昧さやその時の感情により時々によって違った回答を導き出す事が出来る。

この先は創造、芸術、発明、閃き、弁護、気遣い、気が利く、力 ウンセリング等はいずれA.I.で代替できる時が来るのだろうか？新聞やシェイクスピア作品を学習したA.I.で文章を書くと本物と遙色ないものが書ける。絵画ではA.I.に様々な画風で描けというとすぐには描く事が出来るという芸術性（カウンセリング）ではA.I.は我慢



●高橋会長挨拶

千葉南法人会では1月23日午後3時半よりホテルポートプラザちばに於いて「新春記念講演会」及び「新春賀詞交歓会」を開催しました。



●交歓会風景



●千葉南税務署 鈴木署長



●市原県税事務所 佐藤所長



●交歓会風景



●講演会風景



後日「ココロの盲点」を購買しました。

強いし、又ロボットだから全てをさらけ出せるので相談しやすいという利点がある。記憶、学習に於いてはAIの得意なゲームは対戦ゲームである。直感はAIが得意だからで囲碁も将棋もエスも人には難しすぎるゲームも名人とAIではAIの勝ち。又、人のような心が無くてもAIは人よりも心を良く察知出来る。AIによる裁判やこれから産業社会には不可欠となつたAI革命。人間は色についていないひまわりの絵を一度見て、2枚目に色のついた絵を見た後もう一度見ると絵に色がついで見えたり、回っていない観覧車が2枚目の回っている観覧車を見た後もう一度見ると回って見えたり、情報フレミングや選択肢過多効果やおとり効果等人間の脳の錯覚の話やAIにヒト認知バイアスを入れるとピックデータなしでも学習出来る事や人間の敵はAIではなくAIを悪用する人である事などとても興味深い話があり、最後は人間自身が判断しありに長所を生かしながらAIと共に生きる将来に期待と希望を抱いた講演でした。

強いし、又ロボットだから全てをさらけ出せるので相談しやすいという利点がある。記憶、学習に於いてはAIの得意なゲームは対戦ゲームである。直感はAIが得意だからで囲碁も将棋もエスも人には難しすぎるゲームも名人とAIではAIの勝ち。又、人のような心が無くてもAIは人よりも心を良く察知出来る。AIによる裁判やこれから産業社会には不可欠となつたAI革命。人間は色についていないひまわりの絵を一度見て、2枚目に色のついた絵を見た後もう一度見ると絵に色がついで見えたり、回っていない観覧車が2枚目の回っている観覧車を見た後もう一度見ると回って見えたり、情報フレミングや選択肢過多効果やおとり効果等人間の脳の錯覚の話やAIにヒト認知バイアスを入れるとピックデータなしでも学習出来る事や人間の敵はAIではなくAIを悪用する人である事などとても興味深い話があり、最後は人間自身が判断しありに長所を生かしながらAIと共に生きる将来に期待と希望を抱いた講演でした。

○池谷 裕二さん プロフィール

日本が世界に誇る脳研究者の一人。

1970年生まれ。1998年に東京大学にて薬学博士号を取得。2002～2005年にコロンビア大学（米ニューヨーク）に留学をはさみ、2014年より現職（東京大学薬学部教授）。専門分野は大脳生理学。とくに海馬の研究を通じて、脳の健康について探究している。文部科学大臣表彰 若手科学者賞（2008年）、日本学術振興会賞（2013年）、日本学士院学術奨励賞（2013年）などを受賞。著書に『海馬』『記憶力を強くする』『進化しすぎた脳』などがある。『記憶力を強くする』は、2002年科学出版賞にノミネート。また、『進化しすぎた脳』は、2005年科学出版賞にノミネート、amazon、bk1で総合ランディング1位を獲得。脳の最先端の知見を老若男女、世界に向けて分かりやすく伝えている。

「認知バイアス」と呼ばれる脳の癖を勘や目の錯覚等で答えを導きし、自分の認知バイアスを再確認し、脳の癖を知ることにより自分に対しても他人に対しても優しくなるという事、素晴らしい本でした。

「確定申告＆マイナンバー」

を走る広告塔でPR



マグネットシートを装着

マグネットシートを授与

千葉南法人会では、千葉南青色申告会と共に、地域社会貢献活動の一環として今年も千葉県タクシー協会千葉支部・市原支部のタクシーにご協力頂き総勢600台のタクシーが「確定申告＆マイナンバーPR用マグネットシート」を装着し3月15日までの期間「走る広告塔」として

「国税庁ホームページでの確定申告書の作成」と「申告書へのマイナンバーの記載」の広報活動を実施した。

1月24日にJR五井駅前、1月25日にJR蘇我駅前で開催された出発式では、千葉南税務署長・千葉南法人会・千葉南青色申告会より、千葉県タクシー協会千葉支部・市原支部にマグネットシートが授与され、シートを装着したタクシーが次々と市内へ出発した。



出席者で記念撮影

青年部会だより

青年部会確定申告PR活動

去る2月5日・6日の両日、毎年恒例となっている確定申告PR活動を鈴木署長始め千葉南税務署職員・千葉南間税会のご協力を頂き実施いたしました。

このPR活動は、一般納税者の方々に対して税務

申告の大切さと法人会活動を少しでも理解して頂くため、毎年確定申告期間の始まりにJR蘇我駅・五井駅において確定申告書の早期提出を促すポケットティッシュを配布しているものです。

今回は平成30年分所得税などの確定申告書をスマートフォンを利用していつでも、どこでも申告できるID・パスワード方式の利用についてPRいたしました。



JR五井駅にて参加者全員で記念撮影



JR蘇我駅にて参加者全員で記念撮影



JR蘇我駅にてPR活動中

Information

税務だより

平成31(2019)年度国税専門官募集

受取資格

- 1 平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの者
- 2 平成10年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成32年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

申込手続

(1) 申込方法

インターネット申込み

人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>

(2) 受付期間

平成31年3月29日(金)9時～平成31年4月10日(水)[受信有効]

(3) 受験案内

交付期間

平成31年2月1日(金)～平成31年4月10日(水)

9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)

(4) 受験案内

交付場所

東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)

(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

試験日

第1次試験 平成31年6月9日(日)

第2次試験 平成31年7月11日(木)～平成31年7月19日(金)のうち指定された日時

※詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(TEL 03-3542-2111 内線 2163)までお尋ねください。

※平成31年5月1日以降の元号については、便宜上、「平成」と表記しています。

Pride of the Specialist

～公平な世の中を創る、志へ
適正かつ公平な賦課及び徴収の
実現を我々と一緒に目指してみ
ませんか。

国税専門官は、国税局や税務署に
おいて、税務のスペシャリストと
して法律・経済・会計等の専門知
識を駆使して適正な課税を維持し、
また租税収入を確保するための事
務を行います。

県税だより

事業主のみなさん

個人住民税は特別徴収で納めましょう

特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が毎月従業員等(納稅義務者)に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

特別徴収Q&A

Q1	経理担当者が少なく、対応が難しいのですが…
A1	所得税のように、事業主の方が税額を計算する必要はありません。税額の計算は市町村が行い、従業員ごとに年税額と毎月特別徴収(給料天引き)していただく額をお知らせします。
Q2	特別徴収を行うと、何かメリットがあるのでしょうか?
A2	この制度は、納稅義務者である従業員の方にとって、たいへん便利な制度です。 <ul style="list-style-type: none">●従業員の方が、納稅のため金融機関等に出向く必要がありません。●毎月の給与から天引きされるため、個人住民税のお納め忘れがありません。●普通徴収の場合は、年税額を年4回に分けて納付していただきますが、特別徴収は年12回に分けて納付できるので、1回あたりの負担が少なくてすみます。
Q3	パートやアルバイトも特別徴収の対象となりますか?
A3	前年中に給与の支払いを受けており、当年度の4月1日において給与の支払いを受けている方は特別徴収の対象となります。従ってパート、アルバイトであってもこの要件に当てはまる場合は特別徴収の対象となります。



身近な法律相談

テーマ

弁護士 德吉 完

『取引先との紛争について』

取引先との紛争については無いほうがよいわけですが、万が一取引先との紛争が起きた場合にはどのように対応すればよいのでしょうか。簡単にポイントをまとめてみました。

Q1 紛争が生じたときに、会社として対応するは誰が適任でしょうか？

A もちろん事案を把握している取引担当者が必須ですが、それだけではなく、法務部や管理部が存在すれば、その担当者も協力して対応すべきです。というのは取引担当者のみが対応をおこなうと、社内の他のメンバー等に迷惑をかけないでおこうという意識から、安易に謝罪等をおこなうことがあり、そうすると後々の交渉や訴訟において不利に働く

可能性もあるからです。

Q2 次にどのようなことをおこなえばよいでしょうか？

A まず、何より大事なのは事実関係及び証拠の調査です。紛争の多くは、両者の言い分が食い違うことから生じますが、仮に裁判等になった場合には、どちらの言い分が正しいかについては、どのよ

うな証拠が残っているかが大きなキーポイントとなります。そのため、単に契約書だけではなく、相手方とのメール、社内のメール、トムライン（譲歩できる最低ライン）を定めたえうえで、

なんでも構いませんのでできる限り幅広く事実を調査することが大切になります。また、その調査についても担当者だけがおこなった場合にはどうしても自分が不利な証拠は隠すことをしてしまいがちですから、担当者だけではなく他のメンバーも加えて調査することが大切になってしまいます。

【終わりに】

弁護士にご相談いただくのは通常紛争が生じてしばらく経つたあとのことが多く既に手遅れとなっているケースもあります。できれば交渉の方針を定める際のご相談いただくと、今後の見通しを含めて判断することができます。トータルとしてのコストを抑えられることができ、トムライン（譲歩できる最低ライン）を定めたえうえで、本件において自社の主張がどの程度認められるのかを見極めたうえで、交渉のボ

トムラインを定める際には、なお、このような交渉のボトムラインを定める際には、できれば顧問等の弁護士に相談をして、実際に、訴訟になつた場合にどの程度有利であるのか、また、訴訟に至つた場合のコスト（金額だけではなく、有形無形のダメージがあることになります）等を踏まえることになります。

会社訪問

VIVAXAN 《ビバサン》 日本駐在事務所



所長
かつ わたる
勝亘

〒290-0007 市原市菊間2322
TEL 0436-55-2600
✉ vivaxanjpn@gmail.com

～人と人が出会い絆を結ぶ 世界の懸け橋～

VIVAXAN 株式会社には人材派遣事業、教育事業、貿易事業があります。教育及び人材派遣業では、誠実・信念を大切にした人材教育を行なっております。行動指針やマナーを身につけるための人間形成教育を行ないながら、技能向上にも努めています。有能なベトナム人材を通じて、日越社会への貢献をしていきたいと考えています。和の心、情愛を持った人材の育成に努めてまいります。

活力ある人材採用

海外の若い労働力で職場を活性化!



求人のメリット

1. 人材の安定確保！
2. 国際交流による
社員の意識改革！
3. 職場の活性化による
収益向上！

●入国・在留手続きなどは監理団体が
代行するのでご安心ください！

<https://www.vivaxan.vn/>

地域の未来を技術と信頼で繋ぐ

ホームページ <http://www.sasahara-k.com>



株式会社 笹原工務店

「安心・安全」を常に心掛け、社会貢献のできる企業を目指しています

〒290-0143 千葉県市原市ちはら台西二丁目8番2
TEL 0436-74-1421(代) FAX 0436-74-1422



健康相談

メディスンショップ蘇我薬局

佐伯 剛

テーマ 新しい認知症の評価方法『ABCスケール』

現在65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症またはMCI（正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害）と言われています。最近の研究では、東京オリンピックを迎える来年、後期高齢者（75歳以上）では、3人に1人が認知症またはMCIではないかと推測されることが報告されています。正常の「もの忘れ」とそうでない「もの忘れ」の違いは、もの忘れの為に日常生活に支障をきたしているかの判断です。日常生活で重要なのは、日常生活に支障をきたしているかの判断です。日常生活で重要なのは、日常生活に支障をきたしているかの判断です。日常生活で重要なのは、日常生活に支障をきたしているかの判断です。

か？自分でもの忘れの自覚がある場合は正常の範囲内ですが、もの忘れをしていることに気づかず、話の中でつじつまを合わせようとするようになるのは認知症のサインかもしれません。もの忘れの範囲は、経験の一部を忘れるのは正常の範囲内ですが、経験すべてを忘れるのは認知症のサインかもしれません。今までの認知症の評価は、認知機能、行動・心理症状、日常生活動作などを総合的に評価して判断する必要がありました。しかし、これらの症状を評価する神経心理学的検査はそれぞれの分野毎に使い分ける必要があり、これらの評価スケールの利用には専門の医師が評価者訓練を受けて、患者様に実施していました。長谷川

式スケールが代表的な評価方法です。しかし、今回新たに開発した評価方法は、15分程度の時間で簡単に評価でき、評価者が家族や介護者が客観的に判断する方法です。専門的な評価として、13個の質問項目から成立し、認知症の構成概念である認知機能、日常動作、行動心理機能の3つのドメインに分解されています。なお、この方法は、他の認知症の診断指標との妥当性が確認されています。認知症と世間で騒がれてまだ、20年足らずです。昭和の時代は、痴呆症と言われ、この病気の進行を遅らせるような治療薬がなく、老人病院に隔離入院していた時代でした。平成の時代では、認知症という言葉が世間に受け入れられました。長谷川

か？自分でもの忘れの自覚がある場合は正常の範囲内ですが、もの忘れをしていることに気づかず、話の中でつじつまを合わせようとするようになるのは認知症のサインかもしれません。もの忘れの範囲は、経験の一部を忘れるのは正常の範囲内ですが、経験すべてを忘れるのは認知症のサインかもしれません。今までの認知症の評価は、認知機能、行動・心理症状、日常生活動作などを総合的に評価して判断する必要がありました。しかし、これらの症状を評価する神経心理学的検査はそれぞれの分野毎に使い分ける必要があり、これらの評価スケールの利用には専門の医師が評価者訓練を受けて、患者様に実施していました。長谷川





学校給食が地域を変える
～オーガニック食材への関心～

最近、学校給食の事が時折ニュースになります。海外の給食事情からみると日本は大変恵まれていると感じます。

私は春に即位される皇子太子殿下より1月ばかり早く生まれていますが、小学校に入学したときに市原市の市東第二小学校で給食が始まりました。つまり、給食第一期生なわけで約50年の歴史があるのですね。

そんな、学校給食にも食の安全安心を求める声があまります。

今年1月29日千葉県鴨川にて「千葉県を有機の里にする」というテーマと共に市長、南房総市石井市長も参加いただき、市長、木更津市渡辺市長、山武市長、いすみ市大田市長、鳴いただいた鴨川市龜田市長、木更津市、千葉県を有機の里にすることになりました。

それぞれ、パネラーとして発言、各市の取り組みについてプレゼンを戴きました。各市長のオーガニックへの関心の高まりを感じることができました。

市原市の市東第二小学校で給食が始まりました。つまり、給食第一期生なわけで約50年の歴史があるのですね。

そんな、学校給食にも食の安全安心を求める声があまります。

今年1月29日千葉県鴨川にて「千葉県を有機の里にする」というテーマと共に市長、南房総市石井市長も参加いただき、市長、木更津市渡辺市長、山武市長、いすみ市大田市長、鳴いただいた鴨川市龜田市長、木更津市、千葉県を有機の里にすることになりました。

市原市の市東第二小学校で給食が始まりました。つまり、給食第一期生なわけで約50年の歴史があるのですね。

そんな、学校給食にも食の安全安心を求める声があまります。

今年1月29日千葉県鴨川にて「千葉県を有機の里にする」というテーマと共に市長、南房総市石井市長も参加いただき、市長、木更津市渡辺市長、山武市長、いすみ市大田市長、鳴いただいた鴨川市龜田市長、木更津市、千葉県を有機の里にすることになりました。

太子殿下より1月ばかり早く生まれていますが、小学校に入学したときに市原市の市東第二小学校で給食が始まりました。つまり、給食第一期生なわけで約50年の歴史があるのですね。

そんな、学校給食にも食の安全安心を求める声があまります。

今年1月29日千葉県鴨川にて「千葉県を有機の里にする」というテーマと共に市長、南房総市石井市長も参加いただき、市長、木更津市渡辺市長、山武市長、いすみ市大田市長、鳴いただいた鴨川市龜田市長、木更津市、千葉県を有機の里にすることになりました。



最近、学校給食の事が時折ニュースになります。海外の給食事情からみると日本は大変恵まれていると感じます。

川自然王国の半農半歌手のYaeさんが進行役で今治市の安井孝産業部長、パネルディスカッションのモデレーターには、鴨

学校給食の食材を地産のYaeさんが進行役でくりフォーラム第2回が開催されました。オーガニック食材にする取り組みに大きな期待が寄せられています。

ただ、持続可能な有機栽培の継続や、高齢化や

過疎化による後継者問題など、問題も山積しています。これが現状です。身近な人同士が知恵を絞って、栽培の継続や、高齢化や

栽培の継続や、高齢化や

◎今回の行事の主催者など

主 催：千葉県有機農業推進協議会
後 援：千葉県、鴨川市、木更津市、いすみ市、
山武市(申請中)、南房総市(申請中)
協 力：一般社団法人フードトラストプロジェクト、
鴨川自然王国、大山千枚田、
株式会社良品計画、三芳村生産グループ、
IFOAM Organics Asia

事業鑑定士

天満由美子の健康運

(平成31年4月～6月)

○ おひつじ座 (3/21～4/20)

健康の相談については、おおげさかな、などと心配しないで下さい。掛け付けの医師を決めて、少しでも気にならざる相談で正解です。

○ おうし座 (4/21～5/21)

気候が穏やかになってきても、油断は大敵です。食べ物に気を使ったり、お風呂の入り方を工夫して、身体を温める習慣を身につけましょう。

Ⅱ ふたご座 (5/22～6/21)

調子が良くなるため、深く考えずに計画を立ててしまったりします。常に「落ち着き」と「平常心」を維持しておくことを心掛けましょう。

○ かに座 (6/22～7/23)

首筋と肩甲骨まわりを柔らかくしよう。自己流のストレッチではなく、できればプロに教えてもらい、寝る前に実行するのがよいでしょう。

○ しし座 (7/24～8/23)

何か希望があったら遠慮せずに、まずは言葉にしてみてください。解決しなくとも、もやもやが解消されて健やかに過ごすことができます。

○ おとめ座 (8/24～9/23)

ついでにできる健康法を実行しよう。お風呂の時間を有効活用、テレビをみながらストレッチ、など。やらねば感が出ないことが大事です。

○ てんびん座 (9/24～10/23)

のんびりすること、が健康に効果的なこともあります。周りがガヤガヤしていてもひとりで好きに過ごせるカフェや図書館に行ってみては。

○ さそり座 (10/24～11/22)

マスクなどで感染症対策をするのも大事なのですが、基礎体力や免疫力を上げるのが効果的。億劫がらずに、地道な積み重ねも意識して。

『季節の変わり目は 気持ちの切り替え時』

○ いて座 (11/23～12/22)

仲間とわいわいできるイベントに参加しましょう。スポーツ主体でなくとも、普段より身体を動かすことができ、気分もスッキリします。

○ やぎ座 (12/23～1/20)

眼精疲労に注意の時期です。スマホやパソコン作業はマメに休憩を入れましょう。休憩を入れるんだ、と意識するだけでも違うものです。

○ みずがめ座 (1/21～2/19)

健康のためにしたいことがたくさんあって、逆にげんなり、という状況だったら、まず優先するものを「良質な睡眠」にしてみて下さい。

○ うお座 (2/20～3/20)

栄養、運動、休息。質とバランスが大事、とわかっていてもなかなか難しいもの。それでもコツコツ努力しているなら、間違いはないです。

研修案内

2019年

4月

■ 決算期別法人説明会

日時：4月 10日(火) 午後1時30分～午後4時
会場：サンプラザ市原
内容：決算や申告にあたっての留意事項
講師：千葉南税務署 法人課税担当官他、
千葉県税理士会 千葉南支部税理士

6月

■ 第2回税務・会計セミナー

日時：6月 26日(火) 午前10時～午後4時50分
会場：サンプラザ市原
内容：消費税区分記載請求書等保存方式について
講師：税理士 橋詰 悠一

■ 簿記講座

日時：6月 5日(火)、12日(火)、19日(火)、26日(火)
午後3時～午後4時50分
会場：サンプラザ市原
内容：3級程度の実務簿記
担当：千葉県税理士会千葉南支部税理士

5月

■ 新設法人説明会

日時：5月 15日(火) 午後1時30分～午後3時40分
会場：千葉南税務署
内容：会社の誕生と税金について
講師：千葉南税務署 法人課税審理担当官他、
千葉県税理士会 千葉南支部税理士

■ 第1回税務・会計セミナー

日時：5月 16日(火) 午後1時30分～午後4時50分
会場：サンプラザ市原
内容：法人税の入門講座
講師：千葉南税務署法人課税第1部門審理担当官

■ 源泉部会定例研修会

日時：5月 21日(火) 午前10時～午後4時50分
会場：サンプラザ市原
内容：消費税率引上げに伴う経過措置・施行日前後の実務対応
講師：税理士 橋詰 悠一

■ 決算期別法人説明会

日時：5月 22日(火) 午後1時30分～午後3時40分
会場：千葉南税務署
内容：決算や申告にあたっての留意事項
講師：千葉南税務署 法人課税担当官他、
千葉県税理士会 千葉南支部税理士

行事予定

2019年

3日(水) 第1回厚生委員会

4日(木) 女性部会監査

第1回女性部会正副部会長会議

5日(金) 第1回広報委員会

10日(水) 決算期別法人説明会

源泉部会定例研修会

11日(木) 第1回女性部会定例役員会

4月 16日(火) 監査

18日(木) 第1回常任理事会

第1回理事会

19日(金) 青年部会監査

第1回青年部会定例役員会

20日(土) 税務・経営無料相談

24日(水)～26日(金)

第1回女性部会研修会

25日(木) 第14回全法連全国女性フォーラム(富山大会)

5月 8日(水) 第1回生浜支部役員会

9日(木) 相談役・正副会長会

14日(火) 第1回青年部会税務研修会

第31回青年部会定時総会

15日(水) 新設法人説明会

16日(木) 第1回税務・会計セミナー

20日(月) 第1回女性部会税務研修会

第32回女性部会定時総会

21日(火) 源泉部会定例研修会

22日(水) 決算期別法人説明会

28日(火) 第32回通常総会

6月 5日(水) 簿記講座①・開講式

12日(水) 簿記講座②

第1回正副会長会

13日(木) 第32回源泉部会定時協議会・定例研修会

14日(金) 第1回組織委員会

15日(土) 税務・経営無料相談

19日(水) 簿記講座③

25日(火) 第1回市原支部役員会

26日(水) 第2回税務・会計セミナー

簿記講座④

28日(金) 第1回研修委員会

新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです
よろしくお願ひします。

(有)ティー・エヌ・ケイ

蘇我支部

千葉市中央区蘇我町 2-955 TEL 043-209-1377 【塗装工事業】

ロード・システム(有)

誉田支部

千葉市緑区誉田町 2-13-14 TEL 043-308-3551 【道路・舗装工事業】

(合)Oneplusone

土気支部

千葉市緑区あすみが丘東 5-17-13 TEL 043-308-5432 【サービス業】

(株)信星テクノス

五井東第二支部

市原市五井 6244 TEL 0436-79-6114 【建設業】

(株)能美総合研究所

五井中央第二支部

市原市五井中央東 2-2-2 TEL 0436-63-5433 【経営コンサルタント】

すずき治療院

菊間支部

市原市若宮 1-2-2 TEL 0436-79-8282 【整骨院】

(株)栄和紙器

土気支部

千葉市緑区大野台 2-3-10 TEL 043-205-2380 【紙製容器企画・製造・販売業】

(株)イフェクトアイ・ジャパン

五井南第一支部

市原市岩崎 2-19-24 TEL 0436-67-1500 【小売業】

(株)ディルナックス

生浜支部

千葉市中央区浜野町 1025-6 TEL 043-312-0311 【自動車販売】

(株)エアーズ千葉支店

誉田支部

千葉市緑区高田町 1650 TEL 043-292-1105 【イベントグッズレンタル業】

大和証券(株) 五井営業所

五井中央第一支部

市原市五井中央西 2-8-33 小宮ビル 5 階 TEL 043-394-7100 【証券業】

(株)工カスインテリアワークス

八幡支部

市原市八幡 398-8 TEL 0436-79-8458 【リフォーム業】

印刷一般

書籍本から名刺まで

印刷物は何でもご相談下さい

有限会社 丸三印刷所

〒260-0805 千葉市中央区宮崎町774-7
TEL 043-263-6952 FAX 043-266-4400

第6回「税に関する絵はがきコンクール」への 協賛のお願い

千葉南法人会女性部会では、「租税教育活動」の一環として、小学生に「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、より理解を深めてもらうことを目的として平成31年度も「税に関する絵はがきコンクール」を開催いたします。

つきましては会員皆様のご協力を頂き、この事業を有意義なものにしたいと思いますので是非協賛のご協力をお願い申し上げます。

1. 協賛金 1口5千円、何口でもご協賛いただけます。

※事務局迄ご連絡いただきますと申込書をお送りします。

2. 協賛方法 申込後、請求書を送らせて頂きます。

3. 協賛申込締切 平成31年7月31日(水)



法人会からのお願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、平成30年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいようお願い致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいようお願い致します。

一般社団法人 千葉南法人会会報

第125号 平成31年1月発行

発行所 一般社団法人 千葉南法人会
〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5

ケーブビル201号

電話 043-264-4080

FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発行人 高橋 紀男

編集 広報委員会

編集責任者 秋庭 重樹

印刷・会員 (㈲丸三印刷所

今回の新春記念講演会を楽しみにしていましたのですが、残念ながら出席することが出来ませんでした。講師は、脳研究者 池谷裕一氏で、「脳とAIの未来」をテーマに講演して頂きました。先生は東京大学薬学部教授で、TBSの「新・情報7daysニュースキャスター」の準レギュラーコメンテーターをしていらっしゃいます。脳の中でも「記憶」を司る「海馬」の研究をされていて、いろいろと興味深い研究成果を出されています。また機会がありましたら是非講演会に出席したいし、書籍もいろいろあるようなので読んでみたいと思います。

今から、30年先、2050年の未来をAI(人工知能)を用いて予測してみたところ、10年後に大きな分岐が来るだろうとのこと。皆が東京を目指し上がっていく「都市集中型」と、人口減少社会ではそれとは違う価値観を目指す「地方分散型」です。「地方分散型」なら幸福度の高い社会になるという。そこに向かっている若者たちが今現れているようです。両型がバランスよくなりことが将来にとってよいことなのではないでしょうか。

2019年は、平成最後の年。5月1日には、新しい元号に変わります。改めて将来を見つめ直したいと思います。

お客様との信頼関係を第一に考え
地域に密着したサポートを



〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67 TEL 0436(41)2689(代表) FAX 0436(41)2430

ボナールピアノ教室
入会受付中♪

グランドピアノ2台の充実したレッスン室♪



ボナール
ピアノ教室



コース・料金

♪年間42回(月3、4回)コース30分	8,000円~/月
♪月2回コース	30分 6,000~円/月
♪ワンレッスンコース	60分 5,000円/1回
♪リトミックコース	30分 8,000円~/月



体験レッスン
受付中

ボナールピアノ教室



ラインアット(友だち追加出来ます)

お気軽にお問い合わせください。



※レッスン曜日 月~日 幼児~大人まで

幅広く対応しています



(一社)千葉南法人会恒例の
1日人間ドック形式による

生活習慣病健診

ぜひこの機会に経営者の皆様始め、従業員、ご家族の健康をお確かめください。

全コースに眼圧検査(緑内障)、総合コースにC型肝炎検査(A・Sコースはオプション検査となります。別料金)を組み入れました。

2019年度健診日程

健診日	曜日	会 場
7/4	木	五井グランドホテル 市原市五井 5584-1
7/9	火	
7/11	木	

※オプション検査「女性健診(超音波検査)」「頸動脈超音波検査(実施日7/9(火)・7/11(木))」「CYFRA(シフラ)(肺がん・扁平上皮がんマーカー)」「前立腺腫瘍マーカー検査(PSA検査)」

※健診料金は会員特別料金です。(消費税込)

★申し込み方法

6月中旬に郵送で会員の皆様にご案内致します。(法人会HPからも申込できます。)

Aコース(基本コース)全46項目22,000円(一般28,100円)

視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・脾機能検査・糖尿病検査・高脂血症・高尿酸血症・血液検査・便潜血大腸ガン検査・眼底検査・眼圧検査・診察等

Sコース(若年者コース)全43項目17,300円(一般22,000円)

Aコースの消化器系(胃部X線・大腸ガン)はいたしません。希望される方は、A又は総合コースでお申込ください。

総合コース(ドック健診)全56項目37,600円(一般53,100円)

Aコースに腫瘍マーカー(CEA・AFP・CA19-9)検査+超音波腹部5臓器(胆・肝・脾・腎・脾)検査の他B型肝炎検査+C型肝炎検査が追加されます。

総合喀痰コース 全57項目38,000円(一般53,500円)

総合コースに喀痰(肺ガン)検査が追加されます。

一般財団法人 全日本労働福祉協会

〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18
電話 (03) 5767-1714

千葉南法人会会員

タカハシ

質

買取・販売

辰巳通り若宮団地入口

営業時間 ● AM8:00~PM8:00

定休日 ● 毎月8・17・18・28日

タカハシ商会

検索

有限会社 タカハシ商会

代表取締役 高橋正宏

〒290-0005 市原市山木1147-4

TEL 0436-41-3098

FAX 0436-41-3125